

第71回 滋賀県景観審議会 議事概要

■実施概要

日時：令和3年（2021年）3月22日（月） 14:30～17:00

場所：滋賀県大津合同庁舎7階7-C会議室

■議事（1件）

議第1号 良好な景観形成に向けた取組施策について（諮問）

- ・ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（風景条例）、滋賀県景観計画の見直しに係る取組施策（案）について
- ・滋賀県屋外広告物条例等の見直しに係る取組施策（案）について

■報告（1件）

- ・滋賀県景観行政団体協議会での協議状況について

■出席者：

1. 青山委員、岡田委員、笠原委員、川崎委員、黒川委員、高井委員、土本委員、轟委員、貫名委員、平井委員、和田委員（13名中11名出席）
（欠席委員：鈴木委員、山下委員）
2. 事務局6名
3. 事務局関係者4名
4. 傍聴者0名

■使用資料：

- ・資料1 第71回 滋賀県景観審議会 議案
 - ・資料2 ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（風景条例）、滋賀県景観計画の見直しに係る取組施策（案）について
 - ・資料3 6町における景観類型ゾーニング図（案）
 - ・資料4 滋賀県屋外広告物条例等の見直しに係る取組施策（案）について
 - ・資料5 屋外広告物基準表
 - ・資料6 屋外広告物6町地域区分図（案）
 - ・資料7 滋賀県景観行政団体協議会での協議状況について
-
- ・参考1 概要+変更箇所（景観）
 - ・参考2 変更箇所（屋外広告物）
 - ・参考3 安全点検対象（屋外広告物）

■議事概要

【諮問事項】議第1号 良好な景観形成に向けた取組施策について

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（風景条例）、滋賀県景観計画の見直しに係る取組施策（案）について

事務局	(ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（風景条例）、滋賀県景観計画の見直しに係る取組施策（案）について、資料2、3により説明)
委員	<p>これまで広域部会において検討してまいりました内容について、少し説明をさせていただきます。</p> <p>まず、緑化措置の効果が十分に発揮されていないという課題から、具体の配置や緑化量の設定に向けて議論してまいりました。緑化によって建物が隠れることになれば、建物自身の圧迫感は減ってまいりますので、緑化に力を入れていただく目的で、色彩の緩和を行うこととしております。資料8ページで、彩度については、寒色系の場合1段階、暖色系の場合2段階、現行の景観形成基準の上限値より落としております。ただ、緩和といえども、極端な緩和ではないと思っております。ただし、暖色系の彩度8は、少し強い印象もありますが、あまり実例として見受けられませので、支障ないものと考えております。</p> <p>次に、太陽光発電設備等については、建築物と一体化したものについては、これまで景観形成基準としての記載がなかったということで、今回、モジュール面積の合計が10m²を超えたものを対象に、資料19ページのとおり、新たに追加させていただいております。取付け位置、角度等について、しっかり配慮をお願いするものでございまして、広域部会でも、これについては強く御意見をいただいております。地形、太陽光発電設備等のそれぞれの在り方をしっかり整理するという御意見も反映した上で盛り込んでおります。資料26ページにある挿絵とともに、わかりやすく説明をしていくということでございます。</p> <p>資料30ページ以降については「つながりの風景づくり」「ひろがりの風景づくり」の中で、これまで景観上重要な区域を指定した経緯の中で、面的な指定は出来ておらず、ゾーン分けによって、その地域ごとの特性をできるだけ踏まえた誘導を行ってまいります。住宅地、市街地、工業地など、都市計画でいう土地利用計画のゾーニングに非常によく似た考え方で整理がされています。誘導に当たっての重み付けを資料33ページに示しております。例えば、歴史的な景観であると、軒のひさしや屋根については、より配慮を求めることとなります。工業地や産業景観の場合、配慮すべき方向が少し緩やかになるということでございます。表の左側が配慮を求め事項として、1番重要なポイントだと思っております。</p>

	<p>資料 36 ページは、法定上、6 町域のものとして整理するという事です。その中で、緑化の効果、太陽光発電設備など、盛り込むべき内容が赤字で書かれています。重要なのは、13 市については景観行政団体に移行しているからといって、そのまま良いということではなく、県としても、景観行政団体とも共有すべき事項を調整しながら、例えば眺望景観に関する考え方はしっかり共有していく必要があると思います。</p> <p>以上、少し概略を説明させていただきました。</p>
委員	<p>緑化措置の効果について説明されていますが、緑化以外の方法はあるのでしょうか。緑化を図ることは、非常に有効な方法とは考えておりますが、もし他の事例があれば教えていただきたいと思っております。2 点目として、太陽光発電設備等も含めてですが、法による届出の際、提出された設計図等に基づき、高さや奥行き、設置角度等は実測されるのでしょうか。例えば、土地の形状等で寸法変更を行う等の変更が生じている場合は、施工後にしか確認ができないこととなります。3 点目として、西宮市の事例については、あくまで事例として紹介されているということでしょうか。4 点目として、緑化することによって、日当たりが悪くなるなど、近隣への支障が生じる可能性が出てくる場合、景観形成基準においてどのように対応されるのか、ご教示ください。</p>
委員	<p>4 点御質問をいただきました。1 点目、緑化以外の方策がないのかということですが、例えば、6 町域における景観類型のゾーニングでは、形態、色彩、素材、そして緑化が挙げられております。建築物の建物要素と緑化、色彩によって、おおよそ街並みをコントロールするわけですが、そういった中で、なぜ、緑化だけを取り上げたかということ、緑化の効果が少ないという課題点から、現在のところ、この点に焦点を当てて見直しを行っているものです。</p>
事務局	<p>事の初めは、県で実施しました 6 町域、特に景観重要区域を中心に調査をさせていただいた際に、つながりのある風景、つまりは緑の連続性という点で効果が十分に発揮されていないという課題から、今回の見直しのポイントとして挙げさせていただいております。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
事務局	<p>2 点目につきましては、現状として、全てのケースにおいて実測することは想定しておりません。届出の際には図面という形で確認をとらせていただきますので、あくまで行政側で必要と判断した場合には、実測という措置もあろうかと考えているところです。また、当初計画と変更が生じた場合には、先にご説明申し上げた完了届出の方で、こういった点に変更されているのかがわかるよう、図面の提出をお願いする等の対応を考えてい</p>

	るところです。
委員	委員が御不安の点は、今後、計画通りのものが出来ているかどうかをきちんとチェックするかどうかということです。既に実施している他市町村もあります。この点は、運用するに当たって、どこまで事務局ができるかということも関わってきますので、是非御検討いただきたいということだと思いますのでよろしくお願いたします。
事務局	3点目は、御指摘のとおり、緑化措置をとられている先進事例の自治体の1つとして紹介させていただきました。
事務局	4点目につきましては、2月に開催されました都市計画審議会においても議論があった内容です。景観法では、景観計画を変更するに当たり、都市計画審議会への意見聴取を行うという規定があります。都市計画審議会では、道路から見る側と実際にそこに住んでおられる側の双方の視点を見極めた誘導を図られたいというご意見をいただきました。住んでおられる方の中には、日を遮るとか、強風から守るために植樹されている場合があります。景観の点からすると、沿道に緑を配置することによって連続性を得る、つまりは、見る側の視点に重きを置くものとなりますが、住んでおられる方の視点に立ちながら、景観への配慮を求めていくことが重要になると考えております。そういう意味では、景観形成基準では、明記しておりませんが、周囲の景観との調和という点で配慮を求めていくことになると考えております。
委員	この点は非常に難しい問題で、例えば、敷地内に植えた栗木の栗が上から落ちてくるなど、緑化が施されることによって発生する事故がないとは言えないわけで、日本の場合は、基本的に最終的な責任は、個人が持つことになるわけです。県の方からは、この点も含め、維持管理の徹底や、樹種選定等について指導・助言を行っていただく必要があります。個々の状況もあり、景観形成基準上で全て網羅することは難しいと思いますので、運用上で、しっかり留意いただく方が良いと考えます。
事務局	特に角地となると、植栽によって見通しが悪くなったという話がよく出てまいります。景観計画のガイドラインにおいても、選定樹木についても記載しておりますが、周囲への危険、悪影響を及ぼさないということが大前提として、景観への配慮を求めてまいりたいと思っております。
委員	緑化による景観形成基準の緩和規定について、色彩については明度や彩度を1段階、2段階緩和するという説明がありましたが、形態について、緑化による遮蔽措置が施されれば景観形成基準への適合を不要とされている点ですが、建物と植栽、緑との調和が、美しい景観を形成するので、景観上望ましくない建物は、見えなくすれば、景観形成基準への適合を求

	<p>めないという考え方に疑問を感じます。国道 307 号沿いが対象になると思いますが、ぽつぽつと田んぼの中に建つ建物の道路側だけを緑化する、これで本当に遮蔽されることになるのでしょうか。その方法として、沿道に常緑の高木を植えるとされていますが、例えば 10m のクスノキが並ぶ風景に誘導していくこと、すなわち緩和を行ってまで誘導された風景が、滋賀県の田園・里山風景の中にある沿道景観として、本当にふさわしいのか疑問に感じています。</p>
委員	<p>例えば、形態については、軒の出、切妻、入母屋、切妻屋根の、要するに伝統的な建築物の形式をとるかどうかということなので、色を抑えたり、今回の場合は若干、明度や彩度を緩和することとしていますが、それほど強い色が出てこないように、彩度は 8 とか寒色系は 4 以下に抑えています。例えば、軒の形態を陸屋根として残した場合、勾配屋根としなかった代わりに緑化による遮蔽が行われれば、緩和規定が適用されるという考え方です。伝統的な建築物の形式を残すという考え方のもと、次に建てかえる際にも軒・ひさしをつけ、プラスアルファとして周辺に緑化を施すこととなると、維持管理を含めて相当の費用や年月がかかることとなります。</p>
委員	<p>それは個別の問題で、要するに、形態に関する景観形成基準への適合を全部外してしまうということですよね。</p>
委員	<p>形態の基準でも、勾配屋根であるとか、伝統的な屋根であるとか軒のひさしとか、部分的になります。</p>
委員	<p>道路側だけに常緑の高木を植えることが、本当に遮蔽されることになるのか、そのことによってできあがったまちの様子が、本当に滋賀県の田園風景としてふさわしいのか、その 2 点について疑問を感じます。</p>
委員	<p>例えばですが、形態に関する景観形成基準について、(2)、(3) の内容を適合不要としています。が、(1) について、適合不要としないに変更するとなった場合、形態への緩和規定として、大体網羅できるということになりますでしょうか。</p>
事務局	<p>緩和することを前提に植栽をするわけではありません。資料 7 ページに掲載している改正案の中では、完璧に遮蔽されなくても、建物とその周辺景観との調和が認められた時にも適用する形にしております。植栽ですから、高ければ高いほど、量が多ければ多いほど良いということを薦めているわけではなく、あくまでも調和が図られていることを前提として、景観への配慮を求めていくこととしております。</p>
委員	<p>委員が御不安な点としては、全ての内容に対して適合不要としてしまうと、何をしてもいいと判断される可能性があるという点です。ですので、</p>

	例えば、(1)の全体的にまとまりのある形態にする、(5)の屋上における設備でできるだけ目立たない位置に設けることも、従来どおり適合を求めるとすれば、これらは要になる内容かと思しますので、ここで全てチェックできるのではないかと思います。
事務局	特に(1)ですね、周辺景観との調和については、全般的な内容であり、配慮いただかなければならない事項です。ご意見のとおり、適合不要とすると、条文が適用されないような誤解を招きますので、(1)、(5)は従来どおりとし、植栽で遮蔽されることによって、一部の基準が緩和されるという方向で検討させていただきたいと思います。
委員	同じく意匠についても併せてご検討のほどよろしく申し上げます。
事務局	わかりました。
委員	資料30ページには「景観類型」、資料33ページには「景観分類」、資料43ページ、44ページになると「地域類型」と、それぞれ似た表現ですが、似た表現であるがゆえにわかりづらくなっています。方針や施策によって呼び名が区別されていると思しますので、再度、概念整理をお願いしたいです。それと、資料32ページの写真についてですが、特に、歴史的景観や沿道型商業景観の写真については、目指すべき姿がわかるものに変更いただきたいです。
事務局	写真につきましては、再度精査させていただきます。
委員	良い写真が無ければ、絵でもいいと思います。県が目指すべき姿としてわかるものが望ましいです。
委員	皆様から非常に積極的な御意見をいただきましたので、整理いただき、最後に答申を取りまとめる際にも、反映していただければと思います。

滋賀県屋外広告物条例等の見直しに係る取組施策（案）について

事務局	(滋賀県屋外広告物条例等の見直しに係る取組施策（案）について、資料4、5、6により説明)
委員	<p>私のほうから簡単に補足をさせていただきたいと思います。</p> <p>広告に関しては、半世紀振りと言っていいぐらいの全面的な見直しということで、ほとんどの項目について検討いただきました。当初は割と踏み込んだ形で、ご提案いただきましたが、その後、実情や事例を踏まえながら、適宜調整をしましてまいりました。資料4につきましては、今回諮問をいただいている景観計画の中でもしっかりと広告景観についても位置づけていこうというもので、基本的な考え方は資料55ページから60ページまでに書かれている内容でございます。</p> <p>まず1点目として、今後においても、引き続き精査を図るとともに、県</p>

	<p>民事業者等に対してしっかりと周知徹底を図っていくことが大事であるという点が部会でも度々指摘がありました。資料 59 ページにあります、人づくりというところが大事ですので、きめ細かい基準を作ってきましたけれども、それが実行できるような形で、周知徹底、実情に合わせた適宜精査を図っていくということが大事であるというのが、1つ目の柱としての指摘点です。</p> <p>2点目が、資料 57、58 ページにありますように、いわゆる地域区分、ゾーニングを図りながら、広告景観の形成を図っていくということで、こちらも比較的踏み込んだ形になっています。6町域ということで、非線引き区域の町もある中で、広告という観点からかなり踏み込んだゾーニングの提案、整理もなされてきましたし、広域部会での説明でもありましたように、景観形成という部分でも、今後、地域の実情をゾーニングに合わせて検討していこうというものです。ただし、市町において必ずしもそういったような形でのゾーニングの計画が進んでいるわけでもない場合もあるということなので、各市町の都市計画マスタープラン、国土利用計画等と連携を図りながら、より地域ごとの実情に合わせた景観、環境形成を図っていく必要があるといった、地域連携の視点が柱として大事な2つ目になるかなと思います。これは6町域に限らず、景観行政団体に移行している13市を含めて、地域とも連携を図りながら、景観形成を図っていく必要があるという視点が大事な柱の2つ目になります。</p> <p>3点目は、資料 56 ページにある基本方針として、今回の見直しでは、特に規制に関わる基準について、非常に細かく精査、点検を図っていったわけですが、いわゆる誘導・活用という部分、広告というのは、一方でにぎわいとか、地域の活力を表出するような側面もあるわけですので、いかに良好な広告景観としての誘導・活用を図っていくのかということが、今後の施策として重要になります。資料 60 ページにあります、推奨基準、表彰制度、ガイドライン等を使いながら、あるいはここには挙がっていませんが、広告景観のアドバイス制度、アドバイザー制度等の活用もあるかと思っています。これらは広告に限らず、届出を喚起するような形で、推奨のガイドラインやアドバイス制度、表彰等を行うなど、より良好な広告景観、地域景観を形成していくという上で非常に重要であり、攻めの施策として重要だという点が3つ目の指摘点です。以上3点が、特に広告部会では、柱として指摘されていた内容でございます。</p>
委員	現状の広告物に対しては、規制は行わないのでしょうか。それとも、現状の広告物についても、個別案件ごとに規制をかけていくのでしょうか。
事務局	現行規制に応じて適合した形で、既に設置されている広告物に対して、

	<p>新しく規制が変わったのですぐに撤去してください、あるいはすぐに適合するように改修してください、と言いますと、設置されている方にとっては非常に大きな経済的負担となってしまいますので、一定経過措置期間を設けたいと考えております。資料 49 ページの表で申し上げますと、今回の見直しにおける条例規制、規則改正に係る経過措置ということで3つに分けておまして、例えば、張り紙、立て看板といったような簡易な広告物簡易広告物については、今回の見直しの改正施行の日から1年間を考えております。それから、一定頑丈な、簡易なものではない普通広告物に関しては、自家用のものは10年間、延長して20年間、それ以外の普通広告物の非自家用に関しては、3年間、延長して6年間というような形で、対象物に応じて、経過措置期間をそれぞれ設定させていただいておりますので、この期間内であれば、今までどおり、合法的なものとして、設置いただけますし、この期間が終われば、設置されている方には除却あるいは改修をしていただくよう、指導をしていくということでございます。</p>
委員	<p>具体例として、資料 25 ページにある野立看板などの広告物を、現行から改正案のとおり見直される方向性としては、非常に理解できますが、広告主や事業者、土地所有者などの関係者、広告物の掲出のタイミング等が様々な中で、改正案にあるような理想的な運用が可能なのか、この点どのようにお考えでしょうか。</p>
事務局	<p>資料 25 ページに、近傍の他の非自家用野立広告物と形態・位置が揃っていること、という基準が出てまいります。これにつきましては、周辺の広告物との関係性が重要になってきますので、広告部会でも御指摘をいただいていたところです。この点は、今後となりますが、運用上の基準を定めていきたいと思っております。例えば、土地所有者や広告事業者との話し合いで決めて頂くという方法や、最も面積が小さいものに合わせて頂くという方法などが考えられますので、根拠たてた説明ができるよう検討してまいりたいと思っております。</p>

答申に当たって

委員	<p>答申に当たっての提案といいますか、お願いがございます。今回の見直し案で、最終形とするのではなく、今後においても検討を続けていく必要があると思います。具体的には、ほんの狭いエリアでもよいので、モデル地区を設定し、屋外広告物が景観にうまく寄与する理想的な状況を作り上げて、先生方の意見も賜りながら、それを評価していくことによって、次回の見直しにつながるような手法を検討いただけないかと思っております。</p>
委員	<p>今回の見直しにおいてもですが、その時点における最善のベストを尽く</p>

	<p>しているわけですが、ルール、原則、運用なども含めて成長していくべきものでありますので、定期的な見直しは必要であるというご意見だったかと思えます。これは、基本的な姿勢であると思えますので、皆さんと考え方を一致させておけば、いついかなる時にも見直しを行うことはできると思えます。2点目のモデル地区についてですが、景観特区みたいなものですから、それをどこかモデル地区として設定して行うとなると、時間もかかりますし、そのエリアに住んでおられる方々の全員の御理解をいただけないと、なかなか進まない場合もあります。例えば、各市町の中で、建築協定等の協定が結ばれるような地区があるとすると、看板だけでなく、建物規制等とともに進めることが可能ですし、景観行政団体であれば、景観重要区域であるとか、京都市の場合であると、風致地区等を利用する事例もあります。今回は、6町での取組として、少し具体的な御提案いただいたということですので、今後この審議会の中でも、皆さんの知恵を出しながら、モデル地区でのルール作りなど、議論できればと思っております。</p>
委員	<p>その点については、広告収入が必要な状況が起きた時に、どう調整、協議を図っていくかという、エリアマネジメントの際に使う部分もあると思えますし、現行のものだと、近隣景観形成協定の仕組みの部分に少し広告景観の観点を組み込んでいくとか、例えば、多賀大社の辺りは、広域部会の方でもゾーニングについて説明がありましたが、歴史市街地や中心市街地での景観計画と広告景観のところを上手にモデル的に先鞭的にやっていく、ぜひこの点は、今後考えていくと良いと思いました。</p>
委員	<p>さきほど言われた景観特区について、日本ではどこか事例はあるのでしょうか。</p>
委員	<p>イメージとして、景観特区という表現を使用しましたが、経済上の特区、都市計画上の特区というのは幾つもありますが、景観だけに絞った特区というのは、あまり聞いたことがありません。例えば、京都市の場合ですと、伝統的な歴史的文化的文化保存地区等、重要な場所というのは、景観法の枠組みの中で落とし込むことができます。特区となるからには、経済上において、そのエリアのブランド力が向上して、ある程度の都市開発が進むという考え方がベースになりますので、実質上は難しいのではないかと思います。</p>
委員	<p>出来るとすれば、滋賀県が先進事例になるということですね。</p>
委員	<p>そういうことですね。</p>
委員	<p>答申に当たってですが、1点目の「風景条例と滋賀県景観計画の見直しの取組政策（案）」については、おおむね皆様方に御了解いただいたと思えます。ただし、実施していく中で、適用外の取扱い、緩和の取扱いについては慎重、丁寧に整理いただきたいというご指摘でございました。それ</p>

	<p>から、景観類型等の概念整理について、現場チェック等、きめ細かな運用についてのご指摘であったかと思えます。また、広告部会より、ルールがどんどん精緻化、緻密になればなるほど、住民の方々に理解いただき、守る人の意識が定着していくような景観づくりを行っていくことの重要性について、御指摘をいただきました。2点目の屋外広告物につきましても、ほぼ広域部会と同様の御意見の趣旨だと思えますし、ルールとしてどんどん成長させていく必要性、先進的な誘導等、攻めの施策を常に持つておくことについても御意見いただきましたが、こちらにつきましても、皆様方に御了解いただいたということによろしいでしょうか。</p>
委員各位	(異議なし)
委員	<p>ありがとうございます。それでは特に皆様方から御意見がございませんので、各取組政策(案)を妥当であるというふうに答申いたします。今後におきましては、県土の一体的な景観形成に向けて、県として広域的な観点から積極的に取り組んでいただきたいということと、各取組政策については県民からの意見なども踏まえながら十分に精査をいただいて、周知啓発を行っていただきたいという内容も、併せて意見として付したい形でございます。答申文については、事務局いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>会長に一任というかたちで、事務局と会長で調整させていただこうと思えますが、いかがでしょうか。</p>
委員各位	(異議なし)
委員	<p>今、会長にまとめていただいた2点については、取組施策(案)に対して単なる「了」とするのではなく、ぜひ附帯意見として付けていただいたほうが良いと思えます。2点目の、今後も引き続き精査を図って周知徹底することは非常に大事なことです。1点目の連携の部分については、今回は県の計画ということで、6町域で非常に踏み込もうとしている部分もあれば、13市と協調を図りながらやっていくことも大事だと思いますので、ぜひ今、会長がまとめていただいた2点は、附帯意見として付けていただくことが良いかと思えます。</p>
委員	<p>貴重な御意見いただきましてありがとうございます。ぜひ附帯意見とさせていただきます。</p>
委員	<p>今回、景観計画の見直し取組施策(案)ということで、これまで議論させていただいたかと思うのですが、風景条例の改正についても含まれているという理解で良いのでしょうか。</p>
事務局	<p>風景条例につきましては、取組施策(案)にある、届出制度の実効性の確保という事項で、景観法に基づく届出の際、完了届の届出を義務づけたいと考えています。義務づけるためには、風景条例で新たに定める必要がご</p>

	ざいますので、風景条例についても一部改正をさせていただくという形になります。緑化措置や太陽光発電設備等につきましては、主に景観計画にある景観形成基準を見直ししていくことになります。
委員	資料3の37ページの赤字部分にありますように、現状の景観計画からも大幅に改定していくことになるわけですね。
事務局	そのとおりです。
委員	ありがとうございます。答申文につきましては、事務局からのご提案どおり、事務局と私の方で調整をさせていただこうと思いますので、よろしくお願いたします。
<p>本審議会の諮問事項である「議第1号 良好な景観形成に向けた取組施策について」は、各取組施策（案）に対して、妥当の旨、答申された。</p> <p>なお、今後において、以下の点を付帯意見とする。</p> <p>（答申文については、会長一任とする）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県土の一体的な景観形成に向け、滋賀県としての広域的な観点から積極的に取り組むこと ・ 各取組政策については、県民等からの意見も踏まえ、十分な精査のうえで、周知啓発を徹底すること 	

【報告事項】 滋賀県景観行政団体協議会での協議状況について

事務局	（滋賀県景観行政団体協議会での協議状況について、資料7により説明）
	特に意見なし。

以上